

(平成21年9月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1件

国民年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月及び45年3月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年3月
② 昭和45年3月から同年10月まで

申立期間①当時、父親が役場で私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたと記憶しており、同居していた両親及び兄は納付済みであるのに、私だけ未納とされていることに納得できない。

また、申立期間②当時は、私が役場で国民年金保険料を納付しており、国民年金手帳にも申立期間②の国民年金保険料を納付した記録があるので、申立期間②が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、それぞれ1か月及び8か月と短期間である。

また、申立期間①については、申立人と同居していた申立人の両親及び兄のいずれも国民年金保険料を納付済みであり、申立人の父親は、国民年金制度の準備期間中であった昭和35年11月8日に夫婦連番で国民年金の被保険者資格を取得し、39年4月以降の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから国民年金保険料の納付意識は高かったものと推察され、納付意識の高かった申立人の父親が、申立人の1か月分の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間②の国民年金保険料は、当初納付済みとされていたが、昭和50年に資格記録の訂正が行われた際に未加入期間とされたものである。しかし、申立期間②は、制度上、国民年金に強制加入となるべき期間であり、平成7年に改めて記録訂正が行われた際に再び被保険者期間

(未納)となった経緯があり、行政側の誤った資格記録の訂正により、納付済みの保険料が過誤納処理されたものと認められることから、納付済期間とする必要がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から48年3月まで

私が20歳になった昭和47年9月ごろに父親がA町役場で私の国民年金の加入手続きを行ってくれたことを覚えており、加入手続き後に、父親から「国民年金を掛けた」と聞かされた記憶がある。

申立期間当時の国民年金保険料は、父親が、父親自身、母親及び私の3人分の国民年金保険料をA町役場で納付し、その後、自宅に集金に来るようになった納付組織の女性に納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の両親は、国民年金制度の準備期間中であった昭和35年10月1日に夫婦連番で国民年金の被保険者資格を取得し、41年4月以降の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、申立期間当時における申立人の両親の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年10月28日にA町に払い出され、資格取得日を申立人が20歳に到達する同年*月まで^{さかのぼ}遡ったものと推察されることから、申立期間は現年度納付が可能な期間であり、納付意識の高かった申立人の父親が、加入手続きのみ行い、申立人の7か月分の国民年金保険料を納付していなかったとは考え難い。

加えて、申立人が供述する申立期間当時の納付方法は、A町における収納方法と符合しており、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 10 月
② 昭和 55 年 4 月から同年 8 月まで
③ 昭和 58 年 7 月及び同年 8 月

申立期間①及び②の国民年金保険料は、A町役場から自宅に送付された納付書を私が父親に渡し、父親が、その納付書を使って私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

また、申立期間③は私が金融機関の窓口で国民年金保険料を納付していたと記憶しているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は5か月と短期間であり、A町が保管する申立人の年金記録によれば、申立人は申立期間②以前の昭和 52 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を現年度納付し、申立期間②後の国民年金被保険者資格喪失届は 55 年 10 月 16 日に行われていたことから、申立人は申立期間②について現年度保険料の納付書を所持していたものと推察され、申立人の父親が、申立期間②の国民年金保険料だけを納付しない事情は見当たらない。

一方、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 46 年 9 月 17 日にA町に払い出され、資格取得日を 46 年 5 月 1 日まで遡^{さかのぼ}ったことが確認でき、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、この当時、申立期間①は未加入であったため、遡^{そきゆう}及納付することもできない。

また、申立期間①及び③はいずれも厚生年金保険資格喪失後の国民年金

加入期間であるが、社会保険庁の記録によれば、申立人は、申立期間①以降の昭和 45 年 11 月 1 日に厚生年金保険資格を取得し、46 年 7 月 1 日に同資格を喪失しており、当時国民年金加入期間とされ、納付済みであった同年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料を平成 8 年 10 月 23 日に還付されている上、申立期間③以降の 7 年 1 月 20 日にも厚生年金保険資格を喪失しているが、同年 1 月の国民年金保険料は 8 年 11 月 26 日に過年度納付されていることが確認でき、申立人は厚生年金保険資格喪失後の国民年金への切替手続を適切に行っていなかったものと推察される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から50年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から50年9月まで

昭和50年ごろに、A市役所で申立期間の国民年金保険料が未納であることを確認し、未納であった保険料として20万円から30万円ぐらいの金額を同市役所の国民年金担当窓口で納付したと記憶しているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書等）は無い。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人は昭和52年3月10日にA市に国民年金の住所変更を行ったことが確認でき、50年時点ではA市に住所変更していなかった申立人が、申立期間の国民年金保険料を50年当時にA市で納付することはできない上、A市では過年度保険料を収納していなかったことから、申立人の供述は客観的事実に符合しない。

さらに、申立人は昭和53年2月20日に、申立期間の前後の期間である、44年4月から45年3月までの期間及び50年10月から52年2月までの期間の国民年金保険料について、追納及び過年度納付しているが、この時点で申立期間の国民年金保険料は既に時効であり納付できない。

加えて、申立人が国民年金の住所変更手続後、A市において国民年金被保険者であった昭和52年3月から55年9月までの期間のうち、一部の期間については特例納付実施期間中であるが、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金被保険者資格は、52年3月10日以降に、当初52年3月10日とされていた任意加入被保険者資格取得年月日を、申立人の婚姻年月日である47年4月*日まで^{さかのほ}遡ったことが確認できることから、特例納付が実施された時点では、申立期間のうち、47年4月から50年9月

までの期間は任意加入対象期間の未納として整理されていたものと推察され、申立人はこの期間の国民年金保険料を特例納付することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。